

別紙様式第1号

林道利用申請書

平成 年 月 日

〇〇森林管理署長等 殿

申請者 住所
氏名

下記により〇〇林道を利用したいので申請します。

記

- 1 林道名 林道
- 2 利用区間 起点 終点 延長 km
- 3 利用目的
- 4 運送数量
- 5 利用自動車の種類および台数
- 6 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 7 利用に当たっては、別記条件を遵守します。

別 記

条 件

- 1 森林管理署長等の発行する納入告知書により通行料金を納入期限までに納入すること。この納入期限までに通行料金を納入することができない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数につき、通行料金に対し年5パーセントの割合で算定した延滞金を通行料金とともに納付すること。
- 2 林道利用にあたり、自動車等、貨物および乗客（乗務員を含む。）に対し事故が発生した場合の補償は、すべて申請者が負担すること。
- 3 林道利用について森林管理署長等の次の各号に掲げる事項に関する指示に従うこと。
 - (1) 貨物の重量、長さ、幅および高さ等貨物の積載に関する事項
 - (2) 貨物の積卸しおよび自動車の運行に関する事項
 - (3) その他国有林野事業遂行上森林管理署長等が必要と認めた事項
- 4 貨物の積卸しもしくは乗客の乗降のための施設を設置する場合は、森林管理署長等の承認をうけること。当該施設の目的を終了したときは、森林管理署長等の指示に従い、収去すること。
- 5 次の場合、森林管理署長等が林道利用を取消しても異議がないこと。
 - (1) 申請者が前各号に掲げる事項を遵守しないとき。
 - (2) 申請者が国有林の事業に対し不法または不当な行為を行ったとき。
 - (3) 公用、公共用または公益事業のため必要があるとき。
 - (4) 国有林野事業遂行上支障を生じるとき。
 - (5) 天災その他の不可抗力により運行ができなくなったとき。
- 6 利用者は、前号(1)または(2)に掲げる事由により林道利用を取消されても既納の使用料金の還付および損害の補償を請求しないこと。
- 7 第5号(3)～(5)のため、運行できなくなった通行料金相当分に限り通行料金の還付を請求することができること。
- 8 申請者の責に帰する事由により林道を棄損したときは、申請者は、林道を原形に回復すること。ただし、原状回復が困難または不可能な場合は、金銭をもってその損害を補てんすること。
- 9 林道利用を終了したときは、すみやかにその旨森林管理署長等に届け出ること。